

## □■□■□■ ト ピ ッ ク 解 説 □■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□

ILOの活動内容、仕事の世界に関するトピックの解説を行っていきます。

第25回は、児童労働（child labour）です。

### ◆◇児童労働（child labour）◇◆

#### ★問題の規模

現在、世界全体で、約3億5,200万人の5~17歳の子どもが働いていると推計されます。国連の児童の権利に関する条約は子どもを18歳未満と定義しますが、18歳未満の子どもが行う仕事がすべて児童労働になるわけではありません。ILOでは、このうち、法定最低就業年齢未満の労働者、心身の安全と健康や道徳を脅かすような危険有害な労働に従事する子どもたち、そして奴隸や売買春といった無条件で最悪の形態と称される労働に従事する子どもたちの行う労働を児童労働として、その撤廃に向けた活動を活発に展開しています。児童労働に従事する子どもたちの数は、世界全体で、日本の人口の約2倍に相当する2億4,600万人余りと推計されます。このうち3分の2以上の1億8,000万人近くが、後述のILO第182号条約で最悪の形態と定義される児童労働に従事しています。内訳としては、例えば、570万人が強制・奴隸労働に、180万人が売買春やポルノ制作に従事させられ、30万人が武力紛争に強制的に徴集されていると推計されます。

5~14歳の働く子どもの推計（2000年）で見ると絶対数では人口の多いアジア・太平洋地域が最も多く、1億2,730万人と、全体の約6割を占めています。続いて多いのはサハラ以南アフリカで4,800万人ですが、人口比では最も高く、15歳未満の子どもの約3割が働いています（アジア太平洋の場合16%）。児童労働の大半は途上国で見られますが、先進国でも10~14歳の子どもの3%近く、移行経済諸国では4%強が働いているとの推計も出ています。

輸出志向型製造業における児童労働やセックス・ツーリズムの児童買春が世間の注目を集めていますが、輸出関連経済で働く子どもは全体の5%に過ぎません。途上国の児童労働の大半は、産業構成を反映して農林漁業・狩猟業に集中し、全体の7割を占めています。これに製造業及び商業・飲食・宿泊業（どちらも9%未満）、家事使用人を含む地域・社会・対人サービス業（6.5%）、運輸・倉庫・通信業（4%）、建設業・鉱業・採石業（約3%）が続きます。

経済活動に従事する子どもの割合は、14歳まで男女差があまりありませんが、これ以上になると男子の割合が増え、全体の約6割を占めるようになります。

#### ★子どもが働く理由

貧困は児童労働の原因でもあります。貧しい家族の収入を補うために子どもが働くことを余儀なくされる一方で、児童労働の存在は貧困の世代間継承を招き、経済成長や社会開発を遅らせています。児童労働は、子どもが教育やスキルを得て、大人になってからまともな就職をする機会を奪っています。貧困以外の原因として、差別、教育機会の欠如、経済全体の農業依存度の高さ、貧しい層の年齢別人口構成にあまり変化がないこと、消費者至上主義、伝統や文化的期待といった要因も挙げられます。エイズや武力紛争に関連して、子どもや祖父母を世帯主とする家庭が増えるにつれ、子どもを労働に押しやる圧力も増しています。子どもが働くか、働くかないか、どんな仕事にどの程度従事するかといったことは、年齢、性別、民族性、社会階層、窮屈の度合いといった様々な要因の相互作用で決定されます。

児童労働に対する需要は、物乞いのように子どもであることに価値のある仕事や時間のかかる未熟練農作業のような子どもの方が大人よりも安くつく仕事に見られます。

経済成長、労働基準の尊重、すべての子どもに対する教育とすべての人への社会保障の普及、子どものニーズと権利に対する理解の向上が組み合わさって、こういった要因の作用を抑え、児童労働の減少を促していることを示す証拠も存在します。

### ★関連する国際労働基準

児童労働の撤廃は創立時からの I L O の目的の 1 つです。 I L O 憲章前文には、児童の保護が、社会正義の追求と永続する平和の不可欠な要素と記されています。実際、1919 年の第 1 回総会で既に、工業における 14 歳未満の子どもの労働を禁じる条約（第 5 号）が採択されました。その後、産業や職業別に就労の最低年齢を定めた条約が複数採択された後、1973 年に全産業を対象とする総合的な最低年齢条約（第 138 号）とそれに付随する勧告（第 146 号）が採択されました。

第 138 号条約は、就業の最低年齢を義務教育終了年齢と定め、いかなる場合も 15 歳を下回ってはならないものとします。ただし、開発途上国の場合は、さしあたり 14 歳とすることも認められています。

若年者の健康、安全、道徳を損なうおそれのある就業については、最低年齢は 18 歳に引き上げられます。軽易労働については、一定の条件の下に、13 歳以上 15 歳未満の者の就業を認めることができます（途上国の場合は、12 歳以上 14 歳未満）。演劇などへの出演については、例外が認められます。適用範囲は、少なくとも製造業、運輸、建設、農業的企業、工業を含むものとされます。条約は、一般教育、職業教育または専門教育のための学校その他の訓練施設における労働には適用されません。

1999 年に、第 138 号条約を補足するものとして、18 歳未満の子どもによる最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するための即時の効果的な措置を求める最悪の形態の児童労働条約（第 182 号）と同条約を補足する同名の勧告（第 190 号）が採択されました。条約では、最悪の形態の児童労働は次のように規定されています。

- (a) 児童の人身売買、武力紛争への強制的徴集、債務奴隸を含むあらゆる形態の奴隸労働またはそれに類似した行為
- (b) 売買春、ポルノ製造、わいせつな演技のための児童の使用
- (c) 薬物の生産、取引など、不正な活動に児童を使用、斡旋または提供すること
- (d) 児童の健康、安全、道徳を害するおそれのある労働

第 182 号条約批准国は、刑罰を含め条約の効果的な実施を確保するための措置を講じる必要があります。児童労働撤廃における教育の重要性に配慮しながら、定められた期限までに、防止、働く児童の解放、社会復帰、影響からの回復、無償の基礎教育を受ける機会の確保、特別な危険にさらされている児童への援助、女児の特別な事情の考慮といった目的を達成するための効果的な措置を講じるよう求められています。条約の実施に責任を負う権限ある機関の指定、条約の効果的な実施を監視する適当な仕組みの設置または指定、最悪の形態の児童労働を優先的に撤廃するための行動計画の作成・実施も求められています。社会開発・経済発展、貧困撲滅計画等への支援を含む、国際的な相互協力・支援の強化についても規定されています。

6 月 1 日現在、第 138 号条約は 134 力国、第 182 号条約は 150 力国が批准しています。日本はどちらも批准しています。

1998 年に採択された「仕事における基本的原則及び権利に関する I L O 宣言」は、働く上の基本的な権利に関する原則の I L O 加盟国による尊重、促進、実現を謳ったものです。宣言が対象とする原則は 4 つありますが、児童労働の実効的な廃止がその中に含まれています。

### ★ I P E C

1992 年にドイツ政府の支援により 6 力国で開始された児童労働撤廃国際計画（ I P E C ）は、現在約 30 の国・団体より資金協力を得て、84 力国で実施され、うち 57 力国は正式の合意書を結んでいる I L O 最大の技術協力計画です。日本の政府や労働団体の連合などからも協力を得ています。 I P E C の目標は、世界中から児童労働をなくすことですが、特に最悪の形態の児童労働のできるだけ早い撲滅に力点を置いています。 I P E C は受益国において、政策改革を促進し、児童労働をなくすための具体的な措置を整備する技術協力計画を進め、国際的、国内的な広報キャンペーンを通じて社会の姿勢を変え、 I L O の児童労働関連条約の批准促進を行い、調査研究、データ

・政策分析、事業評価を通じて状況・問題点の把握に努めています。IPECの活動は、子どもを仕事から解放するだけに留まらず、[教育](#)の機会、リハビリテーション、適切な保健医療・栄養の提供も行われています。予防活動や、成人の家族に代替的な収入の機会を与えること、就職支援も行っています。

現在、IPECは政府や地元の組織、労使団体に留まらず、多国籍企業、ユニセフや世界銀行等の国際機関、農村の慈善団体などの幅広い協力を得て活動を進めています。2000年から、10年以内に最悪の形態の児童労働を撤廃する目標を掲げた期限付きプログラムも開発されています。このプログラムは、まずネパール、タンザニア、エルサルバドルで開始され、2004年現在は14カ国に拡大しています。また、国別計画に加え、大メコン流域（女性・子どもの人身売買）、中米（子ども家事使用人）、中南米（小規模鉱業、商業的搾取、園芸）、東アフリカ（商業的農業）で、国境を越えた地域プロジェクトも実施されています。

数多くのIPECの活動の中から3件の例を以下に紹介します。

#### <バングラデシュの衣料産業>

90年代初頭、急速に成長するバングラデシュの衣料産業で、子どもたちが働いていたことに国際的な懸念が高まり、1993年に米国で、児童労働を用いて製造された製品の輸入の即時禁止を求めるハーキン法案が採択されました。これに対応し、衣料品工場のオーナーたちが児童労働者を解雇し始めた結果、その多くが窮乏状態に陥りました。

た。

この苦い経験をもとに、バングラデシュの衣料品製造業者・輸出業者協会（BMEA）は1995年に、子どもを仕事から解放するため、ILO及びユニセフと覚書を締結しました。覚書には、働いていた子どもに対する特別[教育](#)プログラム、衣料品工場における監視・検証、所得補償、技能訓練、小規模融資、子どもの家族を対象とした企業家訓練が規定されていました。児童労働を用いる衣料品工場の割合は1995年に43%であったものが、2000年末までに4%未満に低下しました。BMEA加盟工場では2万7,000人の児童労働者が発見・解放され、多くが[教育](#)、奨学金、技能訓練を通じたリハビリテーションを受けました。

2000年6月に締結された新しい覚書に基づき、児童労働の監視に加え、工場における労働者の基本権、安全と健康、経営体制に関する取り組み、労働雇用省の法執行力の強化といったフォローアップ事業が実施されています。

#### <シアルコートのサッカーボール製造>

パキスタンのシアルコートでは70年代まで、正規従業員を用いた町の工場でサッカーボール縫製業が営まれていました。その後、経済的に圧迫された製造業者は、事業を分散化させ、家内生産体制に走り、そこで子どもが仕事に関わるようになりました。

この産業における児童労働の利用をなくそうとの国際的な圧力は90年代半ばに高まりました。国際サッカー連盟（FIFA）は、児童労働を用いて作られたサッカーボールにFIFAの公式スタンプを押すことを禁止しました。これに応えて、1997年にシアルコート商工会議所は、ILO及びユニセフとパートナー協定を結び、14歳未満の子どもがこの産業で働くことを禁じる共同プロジェクトを開始しました。米ジョージア州アトランタ市で締結されたことからアトランタ協定と呼ばれるこの協定には、△生産を、自宅から、監視可能な縫製所に移転させること、△児童労働者を把握し、仕事から解放すること、△産業内部の監視体制の確立、△IPEC監視チームによる外部検証体制の確立、△子どもとその家族向けの社会保護・リハビリテーションプログラム、△子どもの初等学校への入学といった事項が規定されています。

英国や現地のNGOの協力も得て、プロジェクトには、子どもとその家族に保健医療、非公式[教育](#)、職業訓練、小規模融資・貯蓄制度が提供され、地域社会との協力を通じて児童労働に対する住民の意識変革が図られています。2000年までに約6,000人の

子どもが教育センターに通うようになり、IPECが生産を監視する縫製所の数は1,800力所に達しました。

このように成功した計画ですが、計画に参加していない製造業者のもとでは依然として子どもたちが働いています。また、下請業者を計画の枠内に取り込むことに成功していないこと、新たに設置された縫製所に通勤できない女性たちが収入の一部を失ったため、世帯収入を維持する追加的な措置が必要になったこと、この産業における他の労働者の権利を推進する必要もあることなど課題はまだ残っています。

#### ＜トルコのストリート・チルドレン＞

1999年8月に発生した大地震はトルコの経済や社会・文化に幅広い打撃を与え、働く子どもを含む新しい弱者層を発生させました。そこで、被災地の全体的な開発活動の枠内で児童労働に対する取り組みが確保されることを目指した行動計画が立案されました。この計画は主として、初等教育及び放課後の特別センターを通じ、働くスト

リート・チルドレンの予防とリハビリテーションに活動を集中させています。教育省は働く子どもを初等学校に通わせるため、同省が学費を負担するという特別措置を整備し、既に1,500人の働く子どもを初等学校に入学させています。この計画は、入学だけでなく、就学継続にも力を入れ、初等学校の生徒を放課後にセンターに連れて行き、教育支援を提供するという監視・教育支援計画も実施しています。子どもを完全に仕事から引き離し、働く子どもの数が夏休み中に増加することを防ぐため、センターでは広範な夏季活動も計画しています。

同時に、個々の活動計画を結合して「多部門プラットホーム」を形成し、制度・政策面の支援環境の形成を確保するための努力も払われています。計画の枠内で、主要な政府機関、労使団体、NGO、大学が関与する児童労働対策行動委員会も設置されています。

#### ★児童労働反対世界デー（6月12日）

仕事における基本的原則及び権利に関するILO宣言のフォローアップ活動として、基本的原則に関わる4つの分野のそれぞれについて、毎年順番で、関連する世界的な状況を概説した報告書（グローバル・レポート）が総会に提出され、審議されています。児童労働に関するグローバル・レポートは2002年に初めて総会に提出されましたが、ILOはこの審議が行われた6月12日を「児童労働反対世界デー」として、児童労働の問題と取り組みに世間の関心を喚起する広報活動を世界的に展開する日としました。世界デーのテーマは昨年が人身売買、今年が子ども家事使用人となっており、世界各地で、音楽演奏、行進など様々なキャンペーン活動が行われました。日本ではILO駐日事務所が、労働組合、主要NGOの協力を得て、児童労働写真展（5月20日～6月15日）、シンポジウム（6月12日）を開きました。世界デーに際し、ILOでは、子ども家事使用人の問題とそれへの対応への理解を促進するための報告書をまとめました。

子どもの家事労働とは、第三者または使用者の自宅で子どもが家事に従事することを指しますが、個人宅の閉ざされた扉の向こうで働いていることから、搾取や虐待に極端に弱く、長時間労働や精神的・肉体的虐待にさらされる場合もしばしばです。あるバンコクでの調査によれば、インタビューに答えた子ども家事使用人の半数以上が1日12～14時間働き、6割は週7日労働に従事していました。大半の子どもたちがほとんどまたは全く現金報酬を得ておらず、通常、学校に行ったり、遊んだりする権利も与えられていません。食事はしばしば残飯で、重い荷物を運んだり、コンロに点火するといった幼い子どもには適していない危険な作業を行っています。

ILOは、18歳未満の子どもを最悪の形態の家事労働から解放することを提唱し、家事労働の危険性に注意を喚起する調査研究・啓発活動、家族の代替的な収入創出の支援といった予防活動、労働監督官や児童保護担当官との協力による最悪の形態の児

童労働に従事している子どもの救出、最低就業年齢以上の児童の労働条件向上に向けた週休キャンペーンの支援といった保護活動を展開しています。